

疑問 相談

所得税

米国 401K 年金を一時金で受け取る場合の課税関係

Q 私は、過去に米国での勤務経験があり、その間米国の年金プラン（401K プランに該当）に加入し、自ら積立てを行うとともに、事業主も掛金を拠出していました。その後、日本に帰国し日本の企業で勤務していますが、今年の 10 月にこのプランに基づく年金の受給資格が生じることになり、この年金を一時金で受給することを検討しています。

この 401K 年金を一時金で受給した場合の課税関係はどのようになりますか？

なお、私は日本国籍を有しており、他の国の国籍は有していません。

A 米国の 401K 年金は、日本では不適格退職年金として、掛金拠出時に給与課税が行われ、年金受給時には生命保険年金等に係る一時金などと同様に一時所得として課税されます。

この場合に、従業員掛金及び事業主掛金の額は、一時所得を得るために支出した金額として所得金額の計算上控除されます。

なお、この一時金の課税には日米租税条約の規定が適用され、居住地国である日本でのみ課税されると考えられます。

【解 説】

米国の 401K プランとは、米国内国歳入法 401 条 (K) 項が規定する一定の要件を満たす年金プランで、プラン加入者それぞれの拠出額の運用状況により将来における年金給付額が変動する確定拠出型年金プランです。401K プランでは、従業員個人が年金プランに掛金を拠出できるほか雇用主も掛金を拠出することができますが、いずれも米国では拠出時には課税されず、プラン加入者が年金等

を受給したときに課税されます。

日本においても、以下の退職年金等の掛金については、掛金の拠出時ではなく、年金受給時に課税を受けることとされています（所法 31、35、所令 64）が、これに該当しない不適格退職年金等の掛金については給与所得の収入金額とされます（所令 65）。

- ① 独立行政法人勤労者退職金共済機構などが行う退職金共済に関する制度に基づいてその被共済者のために支出した掛金
- ② 確定給付企業年金法に規定する確定企業年金に係る規約に基づいて加入者のために支出した掛金のうち、その加入者が負担した金額以外の部分
- ③ 確定拠出年金法に規定する企業型年金規約に基づいて加入者のために支出した事業主掛金
- ④ 適格退職年金契約に基づいて受益者等のために支出した掛金等のうちその受益者等が負担した金額以外の部分
- ⑤ 勤労者財産形成給付金契約に基づき信託の受益者などのために支出した信託金等

米国の 401K プランについては、上記①～⑤のいずれにも該当しないため、日本においては不適格退職年金の掛金として、掛金の拠出時に課税されることとなります^㉞。

次に、上記①～⑤の制度に基づき、加入者の退職に起因して支給される一時金は原則として退職手当等とみなされますが、特定退職金共済団体が承認の取消しを受けた場合においてその後に行う給付や適格退職年金契約に係る給付に所定の要件に違反した掛金等が含まれている場合などにおいては、その支給される金額は一時所得に該当するとされています(所令 72～76)。

また、公的年金等に該当しない生命保険契約等に基づいて支払を受ける年金は雑所得として課税されます(所法 35 ②二)が、その年金に代えて支払われる一時金のうち、当該年金の受給開始日以前に支払われるものは、一時所得の収入金額とされ、同日後に支払われるものは雑所得の収入金額とされます。ただし、同日後に支払われる一時金であっても、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものは一時所得の収入金額として差し支えないとされています(所基通 35-3)。

以上のとおり、米国 401K 年金は、日本においては不適格退職年金と扱われ掛金拠出時に給与課税が行われるものであり、生命保険契約に基づいて支払われる年金に代えて支給される一時金と同様、一時所得として課税されると考えます。

次に、一時所得の計算上控除される支出に関し、「生命保険契約等に基づく一時金又は損害保険契約等に基づく満期返戻金等に係る

㉞ プラン加入者が非居住者である場合には、日本において役務提供を行わない限り国内源泉所得が計算されないため、実際には課税は生じません。

所得金額の計算上控除する保険料」(所基通 34-4)の定めがあり、以下の保険料又は掛金が掲げられています。

- ① その一時金又は満期返戻金等の支払を受ける者が自ら支出した保険料又は掛金
- ② 当該支払を受ける者以外の者が支出した保険料又は掛金であって、当該支払を受ける者が自ら負担して支出したものと認められるもの

401K 年金に係る事業主掛金は、日本における税務上、給与課税を受けるべきものとされているので、上記 2 に定められている掛金に該当し、自己拠出の掛金と併せて一時所得を得るために支出した金額として、一時所得の計算上控除されると考えます。

以上のとおり、401K 年金を一時金として受給する場合には、その金額は一時所得に該当し、自己拠出及び事業主拠出の掛金を支出金額として控除して所得金額を計算することになると考えます。

なお、退職年金の課税について、日米租税条約において、一方の締約国の居住者が受益者である退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる(日米条約 17 条①)とされ、居住地国でのみ課税することとされています。そして、雇用の終了後に定期的な年金支払に代えて支払われる一括払は、一般的に、この租税条約の年金条項が規定する「その他これに類する報酬」に該当すると解されています(OECD モデル条約コメンタリー 18 条パラ 5)。

したがって、この 401K 年金の一時金についても、居住地国である日本でのみ課税の対象となると考えます。